

疑似受動文と CHARACTERIZATION

加 藤 雅 啓*

(平成5年10月29日受理)

要 旨

本稿では、英語の疑似受動文の適格性の相違を説明する機能論的制約、とくに、Takami(1992)で提案された「特徴づけ」(characterization)という概念に基づく制約を取り上げ、その言語学的妥当性を検討する。さらに、「特徴づけ」による制約と Kuno (1983,1988) で提案された英語の受動文に関する意味的制約の関係を見たとうえで、機能文法における前者の位置付けとその問題点を明らかにする。

KEY WORDS

affectedness 影響

characterization 特徴づけ

passive 受動文

pseudo-passive 疑似受動文

1. 「影響」に基づく制約と「特徴づけ」制約

1.0 はじめに

英語の受動文では、動詞の目的語だけでなく、前置詞の目的語もその主語になることができる。(例文は、出典の明記してあるもの以外は、Takami(1992)からのものである。)

- (1) a. The bridge has been walked under by generations of lovers.
b. This lake is not to be camped beside by anybody!

(1)の文は、それぞれ、前置詞 under, beside の目的語である the bridge, this lake が主語の位置に移動して生成されたものである。このように、前置詞の目的語が主語の位置に移動し、その結果、前置詞が残留 (strand) している受動文は、一般に、疑似受動文 (pseudo-passive) と呼ばれ、他の受動文と区別されている。

しかし、次にみるように、前置詞の目的語がすべて疑似受動文の主語になることができるわけではない。

- (2) a. *The bridge has been walked under by the dog.
b. *The lake was camped beside by my sister.
(3) a. The dog has walked under the bridge.

* 言語系教育講座

b. My sister camped beside the lake.

(2a), (2b)に対応する能動文(3a), (3b)は適格文であるのに対し, (2)の疑似受動文はいずれも不適格となっている。

疑似受動文については, 主な分析として, Bresnan(1982)の語彙論的分析, Chomsky(1981)の統語論的分析, および, Bolinger(1975)の機能論的分析がある。Takami(1992)は統語論的分析, とくに, 再分析(reanalysis)を用いて疑似受動文を説明する原理・パラメータ理論の不備を五つの基準を挙げて詳細に論じ, 文の構造のみに依存した分析では疑似受動文を正しくとらえることはできないことを指摘している。Takami(1992)は, さらに, これまでに提案されている機能論的分析のうち, Tuyn(1970), Bolinger(1975), Cureton(1979), Couper-Kuhlen(1979)を取り上げ, それぞれの機能論的制約の不備を指摘したうえで, 「特徴づけ」(characterization)という概念を用いた機能論的制約を新たに提案している。

1.1 Bolinger(1975)の「影響」に基づく制約

Takami(1992)の「特徴づけ」制約をみる前に, 疑似受動文の機能論的制約として一般に受け入れられているBolinger(1975)の「影響」(affectedness)という概念を, 先に挙げた例文を用いて考えてみることにする。

- (1) a. The bridge has been walked under by generations of lovers.
 b. This lake is not to be camped beside by anybody!
- (2) a. *The bridge has been walked under by the dog.
 b. *The lake was camped beside by my sister.

(1), (2)では, ともにwalked under, camped besideという同一の語句を用いながら, 前者は適格文であるのに対し, 後者は不適格文となっている。文の構造は同じでありながら適格性が異なるこれらの例は, 再分析を用いた統語論的分析では正しくとらえることはできない。Bolinger(1975)で提案されている制約を要約すると, 次のようになる。

- (4) 疑似受動文が可能となるのは, その主語が意味的になんらかの影響を受けていると考えられる場合である。(Bolinger(1975: 68))

(1a)では, 何世代もの恋人たちがその橋の下を歩けば, そのことによってその橋は有名になり(たとえば, 「恋人橋」と呼ばれたりして)影響を受ける。しかし(2a)では, 犬が橋の下を歩いても, その橋がなんらかの影響を受けるとは考えにくい。同様に, (1b)では, キャンプをして湖を汚さないようにという警告をすることによって, 湖はなんらかの影響を受ける対象と考えることができる。一方, (2b)では, 妹がキャンプをしたことが湖に影響を与えたとは考えにくい。このように, 主語がなんらかの影響を受けると考えられる(1)は適格文となるが, そのように考えることができない(2)は不適格文となり, (4)の制約はこの事実を正しくとらえることができる。Quirk, et al. (1985: 1164-5)も同様の立場を取っている。

これに対して, Takami(1992)は, Bolinger(1975)の「影響」に基づく制約(4)はすべての

疑似受動文にあてはまるわけではないと指摘し、次の例を挙げて反論している。

- (5) a. The world cannot be traveled around in a week.
 b. This road can be walked across only at great risk.
 c. This valley can be marched through in two hours.

(5a)では、1週間で世界を旅行することができないとしても、そのことによって世界がなんらかの影響を受けるとは考えにくい。同様に、(5b)では、道路を横断するのに大きな危険を伴うことがあるとしても、その事実によって、その道路がなんらかの影響を受けるとは考えにくい。(5c)でも、その谷は2時間で行進することができるとしても、それによってその谷が影響を受けるとは思われぬ。したがって、Bolinger(1975)の「影響」に基づく制約では、これらの例を正しく説明することはできないことになる。

1.2 「特徴づけ」制約

Takami(1992)は、次の文の適格性の相違を主語の特徴づけという機能論的観点に立って考察している。

- (6) a. *John was traveled with by Mary.
 b. *The stone was stumbled over by John.
 (7) a. John can be traveled with by anybody, since he is so likeable.
 b. This stone will be stumbled over if it's not moved.

(6a, b)と(7a, b)を比較して気が付くことは、(6a, b)では、主語の特徴について何も知ることはできないが、(7a, b)では、そのようなことを文から読み取ることができる、ということである。すなわち、(6a, b)からは、ジョンがどのような人物か、あるいは、ジョンがつまづいた石がどのような石か知ることはできない。しかし、(7a, b)からは、たとえば、ジョンはだれでもと一緒に旅行することができる好感のもてる人物である、あるいは、その石はどかしておかないと人がつまづきほどの石である、というような特徴を知ることができる。

Takami(1992)では、疑似受動文の適格性には、主語の「特徴づけ」という概念が深く関与していると仮定され、次の制約が提案されている。

- (8) 疑似受動文の「特徴づけ」制約 (Characterization Condition for Pseudo-Passives) :
 疑似受動文は、その主語が文の残りの部分によって特徴づけられている、すなわち、文全体としてその主語を特徴づけている場合に容認される。それ以外は、容認されないか、せいぜい、低い容認性しか与えられない。(Takami(1992: 126))

まずはじめに、「特徴づけ」制約(8)は、Bolinger(1975)の制約(4)で説明することができる例文をどのように処理するのかみてみることにする。

- (9) a. The bridge has been walked under by generations of lovers.

- b. This lake is not to be camped beside by anybody!
- (10) a. *The bridge has been walked under by the dog.
b. *The lake was camped beside by my sister.

(9a)と(10a)を比較すると、(9a)では、何世代もの恋人たちが橋の下を歩くことによって、その橋は他の橋とは違う「恋人たちの橋」という特徴づけがなされるが、橋の下を犬が歩いても、その橋の特徴づけにはならないことがわかる。(10a)が不適格文なのはこのためである。(9b)と(10b)の相違も同様である。

さて、次に Bolinger(1975) の「影響」に基づく制約(4)では説明できない例文(11)(=5)は、「特徴づけ」制約(8)ではどのように説明されるのか考えてみることにする。

- (11) a. The world cannot be traveled around in a week.
b. This road can be walked across only at great risk.
c. This valley can be marched through in two hours.

(11a)では、世界は1週間では旅行できないくらい広いものである、という世界の特徴づけがなされている。(11b)では、この道路は大きな危険を犯さないと渡ることができないほど交通が激しい、という道路の特徴が述べられている。(11c)でも、この谷は2時間で行進できる位の大きさである、という谷の特徴づけがなされている。

このように、「特徴づけ」制約(8)は、Bolinger(1975)の「影響」に基づく制約(4)で説明できる例はもとより、この制約ではうまく処理できない例をも正しくとらえることができる。この意味で、「特徴づけ」制約(8)は、疑似受動文に関して、現在、手にすることができる機能論的分析としては最も包括的で射程の大きな説明原理であると思われる。

2. 「特徴づけ」に関与する要因

2.0 はじめに

Takami(1992)では、「特徴づけ」に関与する要因について、とくに節を設けて示されているわけではないが、主語の「特徴づけ」を判断するうえで重要な役割を担っている要因を具体例を挙げて説明されている。ここでは、「特徴づけ」に関与する主な要因として、「法性と時制」、「by-動作主」、「前置詞の性質」、および、「頻度の副詞」を取り上げて説明する。

2.1 法制と時制

疑似受動文の適格性には、法制と時制が関与していることは、次の例からわかる。

- (12) a. *The river was swum in by my brother.
b. This river should not be swum in --- you might be drowned.
- (13) a. *The stairs were run up by Jane.
b. The stairs have been run up so much that the carpet is threadbare.

(12)および(13)では、動詞の過去形を用いた例はいずれも不適格文であるのに対し、法助動詞、あるいは、完了形を用いた文は適格文となっている。これは、一般に、受動文の主語を特徴づけるには、過去に起った一回の行為では十分ではなく、法性や完了形などを用いることによって主語の特徴が導き出されるからである(Takami(1992:126))。ただし、過去形を用いた疑似受動文はすべて不適格文となるわけではない。(14)は、動詞の過去形が用いられているが、いずれも主語の「特徴づけ」がなされている。

- (14) a. The bed was slept in.
b. This building was walked in front of by the Japanese Emperor last month.

2.2 by-動作主

疑似受動文の適格性は、by-動作主の意味的特性に大きく依存している(Takami(1992:127))。具体例を挙げてこれを見てみよう。

- (15) a. *The pen was written with by John.
b. The pen was written with by Charles Dickens in the 19th century.
(16) a. *The U. S. has been lived in by Ann.
b. The U. S. has been lived in by generations of immigrants.

(15)では、ペンはジョンのような一般の人が使ったのでは、そのことによって「特徴づけ」されることはないが、ディケンズのような有名な作家が使ったのであれば、その事実によって「特徴づけ」される。(16)でも、同様に、米国はアンのような一般の人が住んでいるからといって、特別に「特徴づけ」されることはないが、何世代もの移民が住んでいるという事実によって、米国は移民の国である、という「特徴づけ」がなされるわけである。

2.3 前置詞の性質

疑似受動文は、用いられている前置詞の意味的特性によって、文の適格性が変わる。

- (17) a. This bed was slept in.
b. *This bed was slept near.
(18) a. This fountainpen has always been written with.
b. *This fountainpen has always been written without.

(17a)は、「このベッドは人の寝た形跡がある」と解釈される。Takami(1992)によれば、この文の主語は、だれかがこのベッドで寝た結果、シーツにはしわが残り、まだベッドメイクされていない、という「特徴づけ」がなされている。一方、(17b)では、このベッドの近くでだれかが寝たとしても、そのことによってこのベッドの「特徴づけ」がなされているとは思われない。(18)の例も同様である。

2.4 頻度の副詞

疑似受動文の主語の「特徴づけ」には、always, everydayなどの頻度を表す表現が関与している、と指摘されている (Takami(1992: 129))。このことを具体例でみることにしよう。

- (19) a. (?) This bed is always slept under by my cat.
 b. His house is walked past by dozens of school children every day.
- (20) a. *The bed was slept under by my cat last night.
 b. *His house is walked by dozens of school children.

(19a)では、飼っているねこがいつもきまったベッドの下で寝る、という事実によってこのベッドは他のベッドとは違うという「特徴づけ」がなされている。(19b)では、彼の家の前を大勢の小学生が毎日通り過ぎて行く、という事実によってこの家は「特徴づけ」られている。一方、(20a)、(20b)では、そのような繰り返しの行為ではなく、過去における単一の出来事であるために主語の「特徴づけ」をするにはいたっていない。

3. 「特徴づけ」制約の機能論的意義

3.1 非構造依存性

疑似受動文に関する分析のうち、統語論的分析と機能論的分析の最も大きな相違は、それぞれの分析で提案されている制約が、文の構造に依存しているか否かということである。このことを具体例でみてみよう。

- (21) a. This book has been frequently [_vreferred to] t.
 b. That bed was [_vslept in] t by Napoleon.
- (22) a. *The meeting was yawned during t by John.
 b. *John was traveled with by t Mary.

統語論的分析では、(21)と(22)の相違を再分析(reanalysis/restructuring)を用いて説明する。(21)では、referred to、および、slept inはひとまとまりの動詞として再分析されるが、(22)では、yawned during、traveled withはひとまとまりの動詞としては再分析されることはない。このことから、Chomsky(1981)によれば、(21)では、[referred to]、[slept in]が目的語位置に残された痕跡を適性に統率し、ECPを満足することになり、(21)は適格文であると説明される。一方、(22)では、再分析は適用されず、前置詞のあとに残された痕跡は適正に統率されないことになり、(22)はECPに違反するため不適格文と説明される。

これに対し、Takami(1992)の「特徴づけ」による機能論的分析によれば、(21)では、しばしば言及されること、および、ナポレオンが寝たことによって、疑似受動文の主語が「特徴づけ」されるが、(22)では、主語が「特徴づけ」されていない。Takami(1992)は、「特徴づけ」による相違によって(21)と(22)の適格性の違いを説明している。

ここまでは、疑似受動文の適格性に関して統語論的分析と機能論的分析のあいだに違いはみ

られない。しかし、疑似受動文をよくみてみると、同じ構造をもち、同一の「動詞＋前置詞」という結びつきを用いながら、文の適格性に相違のある例がある。

- (23) a. The house has been lived in by several famous personages.
 b. *Chicago has been lived in by Ann. (=16a)
- (24) a. This bed was slept in. (=17a)
 b. *This bed was slept near. (=17b)

(23)-(24)のそれぞれの a. と b. の文では、同じ疑似受動文を用い、問題となっている「動詞＋前置詞」の部分は全く同じでありながら、文の適格性に相違がある。このような例は、文の構造に依存したいかなる統語的分析にとっても問題となる。一方、Takami(1992)の「特徴づけ」制約(8)によれば、適格文となっている疑似受動文の主語は、いずれもなんらかの「特徴づけ」がなされている。(23a)では、有名人が住んでいたという事実によって、その家は「特徴づけ」がなされ、(24a)では、このベッドでは、だれかが寝た形跡があるという事実からその「特徴づけ」がなされている。ところが、不適格文の主語は、そのような「特徴づけ」がなされていない。再分析を用いた統語論的分析では、このような適格性の相違をとらえることはできない。

3.2 適格性の階層

Takami(1992)の序文には、次のような一節がある。

... language is not simply a matter of acceptability vs. unacceptability, but a matter of degree, containing many “shaded” portions which are subject to fluctuation due to a number of delicate factors. (Takami (1992 : vii))

これは、言語は単に適格・不適格という二分法で割り切れるものではなく、適格文と不適格文をその両端とした一連の適格性の連続体としてとらえることが必要である、ということ述べたものである。このような Takami(1992)の立場が、「特徴づけ」制約(8)にどのように反映されているか、次の例でみることにしよう。

- (25) a. *The couple next door is known by John.
 b. ? The couple next door was known by John.
 c. ? The couple next door is not known by John.
 d. The couple next door is thoroughly/barely/only known by John.
 e. The couple next door should be known by John (since he married their daughter)!
 (Rice (1987 : 428-9))

(25)では、不適格文である(25a)から(25d, e)の適格文まで、文の適格性を一連の連続体としてとらえることができる。(25a)では、ジョンが知っているというだけでは隣のカップルを「特徴づけ」できない。これに時制や否定が加わった(25b, c)では、主語の「特徴づけ」が(25a)に比べて多少明確になり、(25d, e)では、程度副詞や法制的意味的機能により主語の「特徴づけ」

が一層明確になり、「特徴づけ」制約(8)によって、文の適格性を正しくとらえることができることがわかる。(25)のような例は、再分析を用いた統語論的分析にとって問題となることは、3.1節と同様である。

3.3 コクテキストの影響

疑似受動文の適格性は、コンテキスト、あるいは、話し手・聞き手の共有知識の影響を受けることが知られている。Quirk, et al. (1985: 1164)では短い文では不適格文であるが、文を長くしてコンテキストを豊かにすると適格性が高くなる、と指摘されている。Takami(1992: 131)では、これに関して、ただ文を長くしてコンテキストを広げれば適格性が上がるわけではない、と述べられている。

... They (=pseudo-passives) improve only to the extent that the larger contexts show the referents of the subjects to have a great deal of significance in the development of the story, and thus help the pseudo-passive sentences be interpreted as characterizing the subjects. (Takami (1992: 131))

このことを、次の例で確かめてみることにする。

- (26) a. *The room was walked through by the boy.
 b. The room was walked through by the boy before he killed his mother.
- (27) a. ?*This office has been called/phoned from.
 b. This office has been called/phoned from so many times that it was natural to assume that it was the source of the latest call.

(26b)では、before節で述べられている出来事の性質から、少年が歩いて通ったこの部屋は話しが展開していくうえで、重要な役割を果たす、ということから主語の「特徴づけ」がおこなわれている。(27b)も同様である。(26)-(27)のような例も、3.1, 3.2節同様、再分析を用いた統語論的分析にとって問題となる。

4. 受動文と疑似受動文の機能論的分析

4.1 Kuno(1983, 1988)

Takami(1992)では、疑似受動文の適格性をとらえるために提案された「特徴づけ」制約(8)は、Kuno(1983, 1988)で提案されている受動文の意味的制約の例外となる受動文、および、疑似受動文の適格性をとらえることができる、ということが例示されている。さらにTakami(1992)では、「特徴づけ」制約(8)をKuno(1983, 1988)の意味的制約の下位に位置付け、疑似受動文をも含んだ受動構文全体の適格性をとらえる、より一般化された機能論的枠組みが提案されている。この一般化を検討する前に、Kuno(1983, 1988)の意味的制約をみてみることにしよう。

- (28) **Semantic Condition for Passivization in English**: Transitive verbs are passivable in English only to the extent that their objects are involved in the actions or states they represent; that is, only to the extent that the actions or states that they represent designate that something is done to their objects. (Kuno (1988: 13))

(28)は、他動詞はその目的語がそこで述べられている行為や状態に involve されている場合に限って、すなわち、他動詞で表される行為や状態が目的語に向けられている場合に限って受動化できる、ということの規定したものである。具体例でみることにしよう。

- (29) b. John was criticized by Mary.
 a. John is loved by Mary.
 (30) a. *The University of Hawaii was quit by Professor Sato.
 b. *Mary is resembled by John.

(29a)では、メアリーがジョンを非難した場合、その非難はジョンに向けられている。(29b)では、メアリーがジョンを愛している場合、ジョンはメアリーの愛情の受け手 (recipient) となる。一方、(30)では、quit とか resemble という動詞で表される行為・状態は、Professor Sato,あるいは、Johnの側にとどまるもので、ハワイ大学やメアリーに向けられたものではない。Kuno(1983, 1988)の意味的制約(28)は、これらの例を正しくとらえることができる。ところが、意味的制約(28)は、次のような疑似受動文の適格性を説明することはできない。(31)では、動詞で表される行為・状態が主語の指示対象に向けられていないからである。

- (31) a. The U. S has been lived in by generations of immigrants. (=16b)
 b. The bridge has been walked under by generations of lovers. (=1a)
 c. The mountain was flown over by the Air Force.

4.2 受動文に関する Takami(1992) の機能論的枠組み

次の疑似受動文は、Takami(1992: 136)によれば、主語が「特徴づけ」されていないにもかかわらず、適格文となっている例で、「特徴づけ」制約(8)では説明できない例である。

- (32) a. This question will be dealt with later in the book.
 b. I was spoken to by a stranger.
 c. Mike was laughed/giggled/frowned at by Mary.
 d. The target was aimed at, but missed.

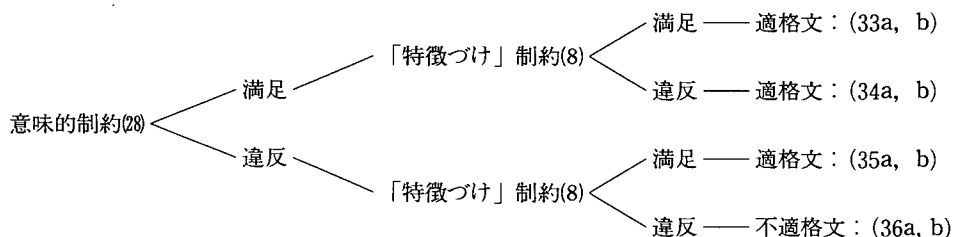
(32)の例をよくみると、これらの疑似受動文の主語は動詞の表す行為・状態の直接的な対象になっている。したがって、(32)は、Kuno(1983, 1988)の意味的制約(28)で正しくとらえることができる。このことから、Takami(1992)は、「特徴づけ」制約(8)で説明できない例は意味的制約(28)で説明できる、と仮定した、さらに、意味的制約(28)では説明できない(31)の例は、すでに1.2, 2.2でみたように「特徴づけ」制約(8)で正しくとらえることができる。これらのこ

とを Takami(1992) は機能論的枠組みのなかで、次のように述べている。

... The Semantic Condition for Passivization in English plays a primary role in deciding the acceptability and unacceptability of passive sentences in general and that many pseudo-passive sentences violating this condition, due to the Markedness Principle for Discourse-Rule violations, can go unpenalized and become acceptable if and only if they observe the Characterization Condition. (Takami (1992 : 139))

Takami(1992) の提案する機能論的枠組みでは、受動文(疑似受動文を含む)の適格性は、まず Kuno(1983, 1988) の意味的制約(28)によって処理され、この制約にしたがわない疑似受動文は、「特徴づけ」制約(8)を満足する場合に限って適格文となる、ということになる。したがって、Takami(1992) の機能論的枠組みでは、受動文、および、疑似受動文が不適格文となるのは、意味的制約(28)に違反し、さらに「特徴づけ」制約(8)に違反している場合に限られる。このことを具体例を挙げて整理すると、次のようになる。

- (33) a. John is loved by all his classmates.
b. The bed was slept in. (=14a)
- (34) a. John was hit/criticized/kissed/killed/ridiculed/accompanied by Mary.
b. I was spoken to by a stranger. (=32b)
- (35) a. London is visited by millions of tourists every year.
b. This bridge has been walked under by generations of lovers. (=1a)
- (36) a. *London was visited by John yesterday.
b. *The bridge was walked under by the dog. (=2a)



(Takami (1992 : 138))

図 1

5. 「特徴づけ」制約に基づく機能論的枠組みの妥当性

5.1 「特徴づけ」制約(8)の例外

「特徴づけ」制約(8)は、疑似受動文の主語は文中でなんらかの「特徴づけ」がなされていないければならず、そうでない場合、その文は容認されないか、または、低い適格性しか与えられない、ということの規定するものである。しかし、実際には、疑似受動文の主語が「特徴づけ」されているにもかかわらず、不適格文となっている例がみられる。

- (37) a. ?? The living room was slept in by that flea-bitten dog. (Rice (1987: 426))
 b. *All her relatives were rushed to by Mary, who needed money. (Rice (1987: 427))
 c. *The countryside was rushed to by Mary, who needed a rest. (Rice (1987: 427))
- (38) a. *The living room was slept in by Mary. (Rice (1987: 426))
 b. **Pat's smoking is minded by Sam. (Rice (1987: 428))
 c. *The store was entered by the two customers. (Bolinger (1975: 72))
 d. *John was argued with by Mary about the new plan. (Takami (1992: 114))

(37a)では、ノミだらけの犬が寝たという事実によって、その居間はノミがいるという「特徴づけ」がなされるにもかかわらず、この文は不適格文となっている。(37b)では、お金を必要としているメアリーに飛込んでこられた、という事実によって、彼女の親戚は「お金を貸してくれる人」、あるいは、「金策を頼むことができる人」という「特徴づけ」がなされている。したがって、(37b)は適格文となるはずであるが、実際は不適格文となっている。(37c)も同様に、休息を必要としているメアリーが急いで行きたいなかは、メアリーの心身をいやしてくれる場所、という「特徴づけ」がなされているにもかかわらず、(37c)は不適格文である。また、(37)の例はいずれも Kuno(1983, 1988)の意味的制約(28)を満足している。したがって、(37)は、意味的制約(28)、および、「特徴づけ」制約(8)のいずれの制約をも満足しているにもかかわらず不適格文となっている。このタイプの例外をタイプAと呼ぶことにする。

例文(38)は、意味的制約(28)は満足するが「特徴づけ」制約(8)に違反している例である。これらの文の主語は、いずれも動詞の表す行為・状態の対象となっている。たとえば、(38b)では、サム「気に障る」感情はパットの喫煙に向けられている。しかし、(38)では、いずれの文の主語も「特徴づけ」されていない。(38a)では、メアリーが寝たことによって居間が「特徴づけ」られているわけではなく、(38b)では、サムが気に障るという事実がパットの喫煙を「特徴づけ」しているわけでもない。(38c)、(38d)も同様である。Takami(1992)の枠組みでは、意味的制約(28)を満足すれば、「特徴づけ」制約(8)に違反しても適格文と予測されるはずであるが(図1参照)、実際には(38)は不適格文となっている。このタイプの例外をタイプBと呼ぶことにする。

例文(39)は、意味的制約(28)に違反するが「特徴づけ」制約(8)を満足している例である。

- (39) a. *The citizens of Kiev were spread to by the radioactivity from Chernobyl. (Rice (1987: 424))
 b. *The cafe was remained at by the couple long after everyone else left. (Rice (1987: 424))

- c. *The swimming pool is contained by the yard. (Rice (1987: 431))
 d. ? The yard is occupied by the swimming pool. (Rice (1987: 431))

(39a)では、チェルノブイリの放射能汚染によって、(39b)では、他の人が帰ったあと残っているカップルによって、(39c)では、庭によって、そして、(39d)では、プールによって、それぞれの主語が「特徴づけ」されている。したがって、Takami(1992)の枠組みではこれらの文は適格文となるはずであるが、実際には、不適格文となっている。このタイプの例外をタイプCと呼ぶことにする。

最後に、意味的制約(28)、および、「特徴づけ」制約(8)の両方に違反しているにもかかわらず適格文となっている例をみることにしよう。

- (40) *Mary is resembled by John.
 (41) Everyone is resembled by someone. (Rice (1987: 430))

だれかに似ているという状態は、その人とどまるものであって、その似ている対象になんらかの働きかけをするものではない。このことは、Takami(1992: 133-4)、Kuno(1983: 202, 1988: 13)でも指摘されている。したがって、(40)の不適格性は、意味的制約(28)に違反することになり、また、「特徴づけ」制約(8)にも違反しているので、Takami(1992)の枠組みで正しく説明することができる。しかし、全く同様の議論があてはまるはずの(41)は、適格文となっていて、この例はTakami(1992)の枠組みでは説明できないことになる。このタイプの例外をタイプDと呼ぶことにする。これまでに指摘したTakami(1992)の機能論的枠組みの例外(タイプA-D)を図1に加えると次の図2のようになる。

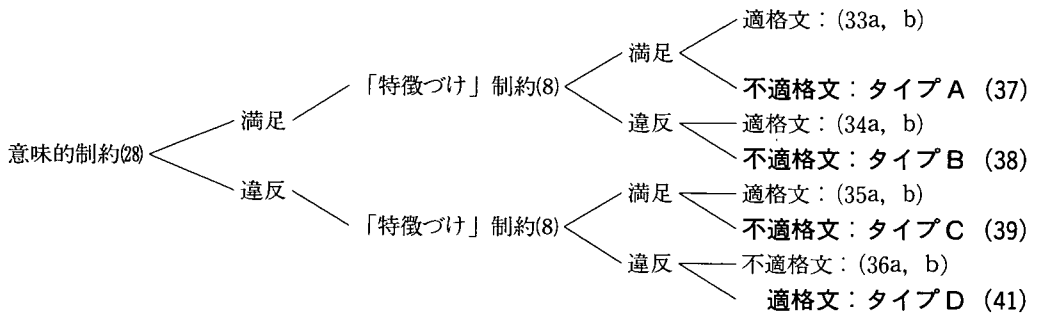


図2

5.2 「特徴づけ」の定義

Takami(1992)では、疑似受動文の適格性に関する「特徴づけ」制約(8)の定義のなかで「特徴づけ」という概念を用いているが、この「特徴づけ」に関して不明な点が二つある。その第一点は、「特徴づけ」という概念それ自身についての定義がなされていない、ということである。すなわち、ここで用いられている「特徴づけ」という概念は、いわゆる常識的なある物事、あるいは、ある事柄の特徴を表している、ということなのか、それともそれとは別の意味がある

のか不明である。その第二点目は、第一の不明点から導かれるが、ある物事や事柄が「特徴づけ」されている、という場合、どのような条件がそろえばそのようにいうことができるのか、あるいは、逆に、ある物事や事柄が「特徴づけ」されていない、という場合、どのような条件がそろえばそのようにいうことができるのか(あるいは、どのような条件がそろわなければ「特徴づけ」されている、ということができないのか)不明である。

第一の問題点は、たとえば、「特徴づけ」が関与していると Takami(1992) が指摘している文に、複数の「特徴づけ」の解釈が許されるのか、という形となって現れてくる。

- (42) a. The cup has definitely been drunk out of (by someone).
b. John is difficult to take a trip without.

Takami(1992) は(42a)の「特徴づけ」について、... the fact that the cup is dirty as a result of someone's drinking out of it. . . that the cup is dirty clearly serves as a characterization. と述べている(Takami(1992: 127)。しかし、(42a)には、例えば「カップはふだん食器棚に整理されているのに、いつもとは違う場所にあることから、だれかがそのカップを使った」という「特徴づけ」の解釈も可能である。(42b)は tough-構文の例であるが、Takami(1992)は tough-構文が許されるのは、主語が「特徴づけ」られている場合に限る、という制約を仮定している(Takami(1992: 158))。この例に関して Takami(1992) は、... John is such a good guide that it is desirable to take a trip with him. という「特徴づけ」がなされている、と指摘している。しかし、(42b)のジョンは「もし、一緒に連れて行かないと後で面倒なことになるようなわがままな人、あるいは、子供っぽい人」という「特徴づけ」の解釈も可能である。

このように考えると、疑似受動文の主語は「特徴づけ」さえされていれば、その内容については問わない、すなわち、人によって異なる「特徴づけ」を想定しても構わないことになる。この考え方をさらに推し進めると、「特徴づけ」の程度が問題になる。だけもが同じ「特徴づけ」を想定できる「きわめて強い特徴づけ」から、複数の「特徴づけ」を想定できる「中間的な特徴づけ」、さらに、人によっては「特徴づけ」を想定できない「弱い特徴づけ」まで、「特徴づけ」は一連の連続体をなしていることになる。このように考えないと、3.2でふれた(25)の文の適格性の階層をとらえることはできないはずである。この意味で、Takami(1992)の「特徴づけ」制約(8)は、「特徴づけ」そのものの定義をさらに明確にする必要があると思われる。さもないと、「特徴づけ」という概念が人によって勝手に解釈され、「特徴づけ」制約(8)の説明的妥当性を失うことになる。また、制約(8)は定義に同語反復を含むことも問題である。

第二の不明点は、実際に、「特徴づけ」制約(8)を適用する場合、すなわち、疑似受動文の主語が「特徴づけ」されているか否かの判断を下す際、すぐに問題となってくる。

- (43) a. This question will be dealt with later in the book. (=32a)
b. *The meeting was yawned during by John. (=22a)

(43a)は「特徴づけ」制約(8)で説明できない例として、次のように指摘されているものである。... the fact that the book will deal with a particular question later does not tell us anything characteristic about the question (Takami (1992: 136)). ところが、(43a)の主語については、

「この問題は、この本のここで議論するにはふさわしくない話題である」という「特徴づけ」がなされていると解釈することも可能である。このように考えると、(43a)は「特徴づけ」制約(8)の例外としなければならない理由はなくなる。一方、(43b)は「特徴づけ」制約(8)によれば、主語の the meeting が「特徴づけ」られていないために不適格文となる、と説明されるはずである。しかし、この主語は「この会議は、ジョンがあくびをするほど退屈であった」という「特徴づけ」がなれていると解釈するほうが自然であると思われる。このように考えると、これらの例の適格性は、2節で挙げた「特徴づけ」に関与する要因を手がかりにして「特徴づけ」制約(8)で判断することは困難であることがわかる。

6. ま と め

本稿では、疑似受動文に関して Takami(1992) で提案された「特徴づけ」制約(8)の機能論的意義を、非構造依存性、適格性の階層、コンテキストの影響、の観点から論じ、「特徴づけ」制約(8)は統語論的分析の及ばない例を正しくとらえることができることを示した。但し、「特徴づけ」そのものの定義には改善すべき点が残されていることを指摘した。(紙数の制約により、Takami(1992) の枠組みでは例外となるタイプA-D(37)-(40)については稿を改めて論じることとする。)

参 考 文 献

- 安藤貞雄, 天野政千代, 高見健一. 1993. 『生成文法講義 原理・パラメーター理論入門』東京: 北星堂書店.
- Bolinger, D. 1975. "On the passive in English", *LACUS* 1: 57-80.
- Bresnan, J. 1982. "The passive in lexical theory", in J. Bresnan (ed.) *The Mental Representation of Grammatical Relations*. Cambridge, Mass.: The MIT Press.
- Chomsky, N. 1981. *Lectures on Government and Binding*. Dordrecht: Foris Publications.
- Couper-Kuhlen, E. 1979. *The Prepositional Passive in English: A semantic analysis, with a lexicon of prepositional verbs*. Tübingen: Max Miemeyer Verlag.
- Cureton, R. D. 1979. "The exception to passive in English: A pragmatic hypothesis", *Studies in the Linguistic Sciences* 9: 39-53.
- 久野 暉 1983. 『新日本文法研究』東京: 大修館書店.
- Kuno, S. 1988. "Passive sentences", [Unpublished MS, Harvard University.]
- Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech, and J. Svartvik. 1985. *A Comprehensive Grammar of the English Language*. London: Longman.
- Radford, A. 1988. *Transformational Grammar. A first course*. London: Cambridge University Press.
- Rice, S. 1987. "Towards a transitive prototype: evidence from some atypical English passives", *BLS* 13: 422-34.
- Takami, K. 1992. *Preposition Stranding: from syntactic to functional analyses*. Berlin: Mouton de Gruyter.

A Study of Pseudo-passives and Characterization

Masahiro KATO*

ABSTRACT

The purpose of this study is to investigate the adequacy of Characterization Condition proposed in Takami (1992) from both syntactic and functional point of view. Although there still remain a few defects in his definition of Characertization, we have concluded that Characterization Coundition has succeeded in capturing the generalization of pseudo-passives in English.

* Division of Languages : Department of Foreign Languages